

山元町震災復興計画

～復興とさらなる発展へ「チーム山元」心をひとつに～

(案)

平成23年9月

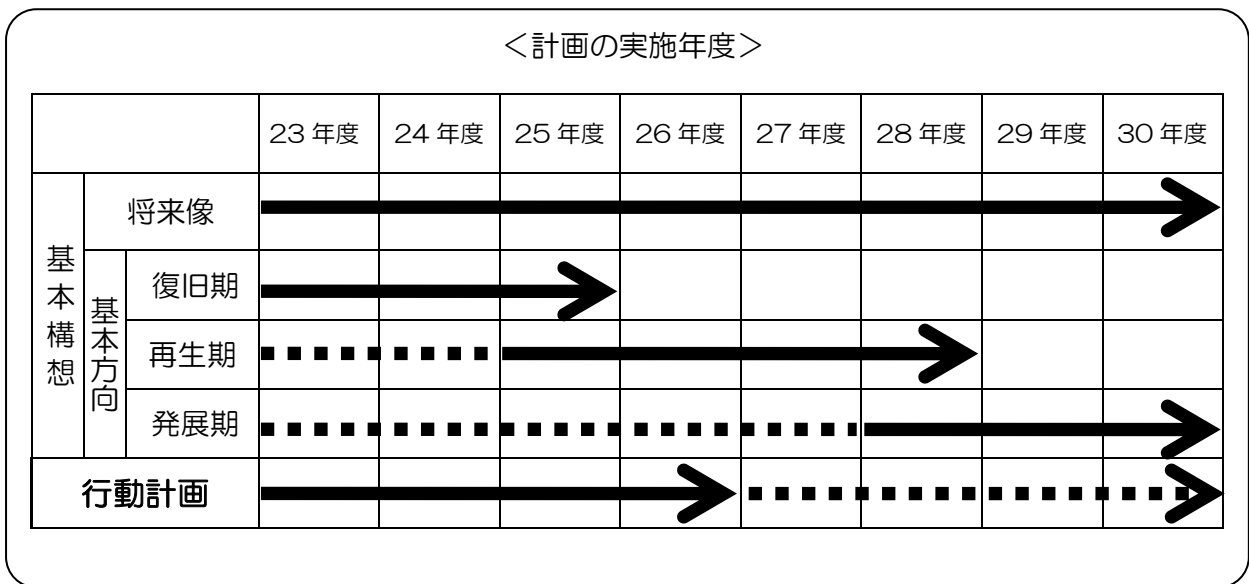
山元町

1 復興の基本的な考え方

(1) 計画期間

計画の期間は、平成 30 年度までの概ね 8 年間とします。

さらに、被災者の支援と生活の基盤や公共施設を復旧させ、再生、発展にむけ復興の基盤を構築する「復旧期」(平成 23～25 年度)、震災の影響により低下した町の機能を回復し、町全域がかつての姿を取り戻す「再生期」(平成 25～28 年度)、新たなまちづくりが進み、将来の発展に向かって戦略的に取組みを推進していく「発展期」(平成 28～30 年度)をそれぞれ設定します。



＜復興までの道のり＞

| | 復旧期（3年間） | | | 再生期（4年間） | | | 発展期（3年間） | | |
|-------|----------------------|-----|---------------|---------------|----------------|--------------|----------|-----|--|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | |
| 個人レベル | ○仮設住宅等での生活 ○住宅の再建 | | | ○生活利便性の向上 | | | | | |
| | ○生活再建への取り組み | | ○新たなコミュニティの構築 | | ○新たなコミュニティへの参加 | | | | |
| | ○一定生活水準の確保 | | ○満足できる生活水準の確保 | | | ○安定収入の確保 | | | |
| 地区レベル | ○仮設住宅等の建設 | | | ○自治組織によるまちづくり | | | | | |
| | ○公営住宅等の建設 | | | | | | | | |
| | ○行政との連携 | | ○復興に向けた体制づくり | | | ○自主防災組織の強化 | | | |
| | ○地域コミュニティの維持 | | ○新たなコミュニティの形成 | | | ○創意工夫による地域振興 | | | |
| 町レベル | ○復興計画の策定 | | | ○行政サービスの向上 | | | | | |
| | ○住宅地及び中心市街地の形成 | | | | | | | | |
| | ○都市計画の策定 | | ○インフラ整備の再構築 | | | ○新しい産業の実現 | | | |
| | ○災害復旧事業の実施 | | ○産業基盤の整備 | | | ○新たな雇用の確保 | | | |

(2) 計画の構成

計画は、基本構想（将来像及び基本方向）、行動計画の2部構成とし、基本構想のうち基本方向は「復旧期」、「再生期」、「発展期」ごとに計画を定めます。行動計画は、「前期」、「後期」の2期に分け、計画を策定します。

① 基本構想（将来像及び基本方向）

計画推進のための基本理念に基づき、目指すべき将来像（ビジョン）やまちづくりの目標・方向性と、これを達成するための施策を示すものです。

② 行動計画

基本構想を具現化するための具体的事業や数値目標及び行程を示すものです。計画の実効性を確保するため、今回は「前期」4年分のみを策定し、「後期」4年分の計画については、期間開始の前年度に定めることとします。

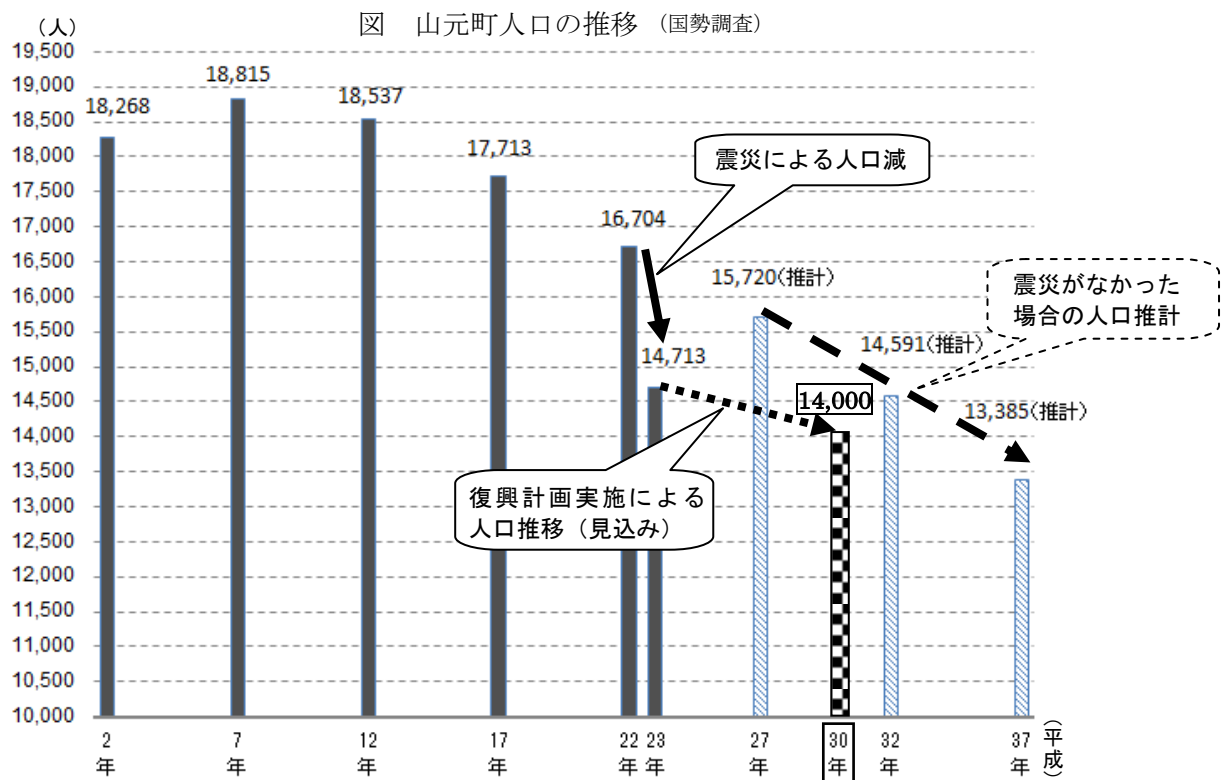
(3) 本町を取り巻く現状と将来人口

本町の震災前（平成23年2月28日現在）の人口は、16,695人であり、宮城大学によると将来推計人口は、平成32年には14,591人となるものと見込まれておりました。

ところが、今回の震災により、亡くなられた方が600名超、転出者が1,100名超と、大きく人口が減少し、平成23年8月31日現在14,713名となっております。

今後は、緩やかな人口減少は避けられないものの、計画期間が終了する8年後の平成30年には、新住宅団地の造成やJR常磐線の復興などにより、転出した町民が戻り、さらには社会減が少なくなるものと予測されることから、本町の復興計画の基本指標となる将来人口を14,000人と設定します。

■平成30年 将来人口 14,000人



2 基本理念

山元町の復旧・復興は行政の力だけでは、到底為し得るものではありません。

みんなで一つのものを作り上げるチームという意識。町民一人ひとりが復興の主体となり、一人はみんなのために、みんなは一人のために、総力を結集・協働し、「チーム山元」として心をひとつに、復興と更なる発展を図ります。

基本理念1 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

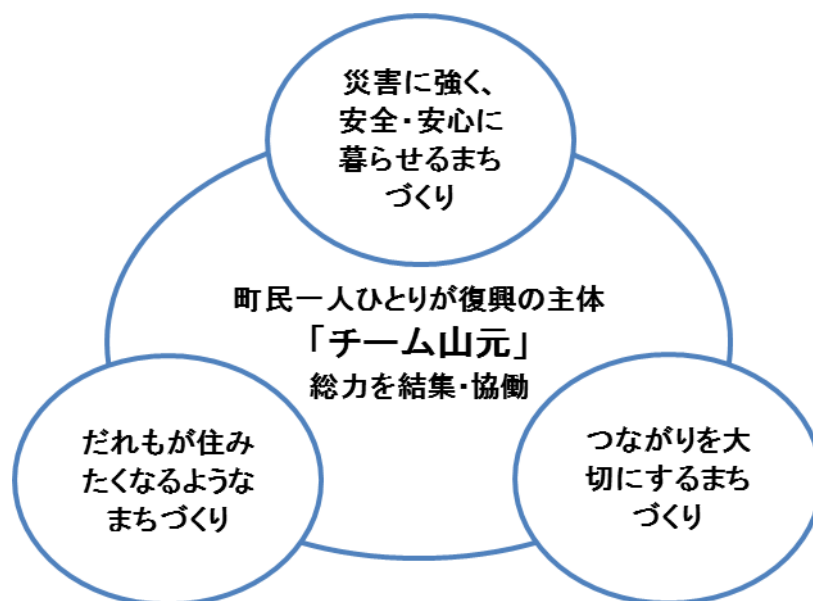
今回の震災からの教訓の1つとして、すべての災害を防止することは、大変困難であるということを実感させられました。今後は、防災にとどまらず「減災」をも視野に入れ、仮に災害が発生しても、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるまちづくりを目指します。

基本理念2 だれもが住みたくくなるようなまちづくり

災害からの復興を図っていく中で、単なる復旧にとどまらず、これまでの町を取り巻く課題である「人口減少」、「少子高齢化」、「にぎわいと活力の創出」などを考慮するとともに、「新たな産業形態の確立」、「新たな居住地の形成・集約化」など長期的ビジョンを視野に入れた抜本的な再構築を行い、だれもが住みたくくなるような“魅力”や“快適さ”を感じるまちづくりを目指します。

基本理念3 つながり大切にすまちづくり

山元町は、これまでの歴史や文化、地域のコミュニティにおける「人と人との絆」といった「つながり」を大切にしてきました。復興にあたって、これまでに培ったつながりを生かしながら、新たなつながりを構築し、そのつながりにより町の魅力を磨きあげ、活力を呼び込みます。



3 復興の将来像

『キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち』

この将来像は、山元町が震災によって失われたかつての「輝き」を取り戻し、また、新しい姿に復興することにより、「山元町に生まれ育ち、暮らして良かった」、「山元町に行ってみたい、住んでみたい、住んで良かった」とあらゆる世代が実感でき、さらなる将来に向けても「希望」を持ち、震災を乗り越え、安全・安心に暮らせる喜びや幸せを表す「笑顔」に満ちあふれる町を目指していく、という想いを込めています。

山元町の8年後のまちの姿として、この将来像を定め、これからのまちづくりを進めていきます。

◎将来像実現に向けた考え方

山元町には、里山や黒松の海岸林等の「豊かな自然環境」、年間を通じて温暖で穏やかな「住みよい気候」、りんご・いちご・ほっき貝をはじめとする「特産品」、JR常磐線・常磐自動車道・国道6号等の「恵まれた交通網」など数多くの「地域資源」があります。

しかしながら、今回、震災により多くの「地域資源」が壊滅的な被害を受けました。これらの資源は山元町らしさであり、町の魅力そのものです。このような資源を早急に再生するとともに、さらに磨き上げ付加価値を高めることにより、町に人を呼び戻し、にぎわいを創出します。

また、復興の主役は町民一人ひとりです。地域に誇りを持ち、一丸となって地域づくりに関わりを持つことにより、絆が生まれ、復興への大きな力が発揮されます。これからは、先人が築きあげた文化や伝統を継承しつつ、蘇った山元町、新生の山元町を創り上げ、さらなる希望に満ちあふれるようなまちづくりを進めます。

最後に、第4次山元町総合計画で築きあげてきた「つながりを大切にし、生活と生産のなかで、地域資源を生かし続ける町」に込められた想いを引き継ぎながら、新たな将来像を実現するためには、町民一人ひとりがこの将来像を共有し、郷土愛と情熱を持ってまちづくりに参画する力の結集が不可欠です。そのため、町民と行政がともに知恵と力を出し合う、協働のまちづくりを促進していきます。

4 重点事業スケジュール

※このスケジュールは、現在検討中のものであり、国の予算措置、制度設計等により、さらに精査して参ります。

※スケジュールや、事業内容は、変更することもあります。

- (1) 公共施設や新駅を核とした中心市街地の形成により、安全性と利便性を兼ね備えた新たな居住環境を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

| エリア名 | 目 標 | 事 業 名 | 事業主体 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------------|---|------------|------|-----|------|--------|-----------|-----|-----|--------|-----|
| 居住地 ゾーン | 公共施設や新駅を核とした中心市街地の形成により、安全性と利便性を兼ね備えた新たな居住環境を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。 | 防災集団移転促進事業 | 町 | | 用地買収 | 工事 | | | | | |
| | | | | | | | 土地買い上げ・転居 | | | | |
| | | 復興土地区画整理事業 | 町 | | 用地買収 | 工事 | | | 転居 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 災害公営住宅整備事業 | 町 | | 用地買収 | 工事 | | 入居 | | | |
| | | JR常磐線移設事業 | JR町 | | 用地買収 | 鉄道敷設工事 | | | 開通 | | |
| | | | | | | | | | | 駅前広場整備 | |

コミュニティの再構築により、笑顔が輝くまちの実現

(2) 営農再開のためのがれき撤去などを最優先に実施するとともに、水田やいちご畑などの集約や産直施設の整備などにより、安定した産業の実現を目指します。

| エリア名 | 目 標 | 事 業 名 | 事業主体 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|---|----------------|------|--------------------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 産業用地ゾーン | 営農再開のためのがれき撤去などを最優先に実施するとともに、水田やいちご畑などの集約や産直施設の整備などにより、安定した産業の実現を目指します。 | 農地・農業用施設災害復旧事業 | 国・県 | がれき撤去・除塩 | ほ場整備・施設復旧 | 作付開始 | | | | | |
| | | 東日本大震災農業生産対策事業 | 生産者等 | 施設整備 | | | | | | | |
| | | 被災農家経営再開支援事業 | 復興組合 | 支援事業 | | | | | | | |
| | | 産直施設整備事業 | 町 | 候補地選定・設計 | 施設整備 | | | | | | |
| | | | | 安定した農業の実現と、6次産業によるさらなる発展 | | | | | | | |

(3) 減災を視野に入れた多重防御施設の計画的な整備を図るとともに、公園やレジャー施設などの憩いや交流の場の提供を目指します。

| エリア名 | 目 標 | 事 業 名 | 事業主体 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|---|---------------|------|--------------------|--------|------|---------------|------------|-----|-----|-----|
| 防災緑地ゾーン | 減災を視野に入れた多重防御施設の計画的な整備を図るとともに、公園やレジャー施設などの憩いや交流の場の提供を目指します。 | 海岸堤防復旧事業 | 国 | 応急対策 | 用地買収 | 工事 | | | | | |
| | | 防災緑地整備事業 | 国・県 | | 用地買収 | 工事 | | | | | |
| | | 県道相馬亘理線災害復旧事業 | 県 | 用地買収 | 工事 | | | | | | |
| | | 交流拠点整備事業 | 町 | 牛橋公園復旧 | 磯浜漁港復旧 | 海岸整備 | スポーツ・レジャー施設整備 | 震災モニュメント整備 | | | |
| | | | | 大規模災害対応の確立と防災体制の充実 | | | | | | | |

5 土地利用計画

(1) 新JR常磐線と国道6号線を軸とした市街地の形成

①新山下駅周辺地区

現山下駅と既存の山下集落の間に新山下駅を配置し、新駅の西側に新たな居住지를展開します。また、山元IC、角田山元トンネルによる交通利便性、既存集落との連携等において、産業系利用のポテンシャルも高いことから、積極的な市街地形成を図ります。

②新坂元駅周辺地区

坂元の既存集落の周辺に新駅を配置するとともに、新駅西側及び北側丘陵地を新居住用地と位置付け、既存集落との連携を図りながら新たな市街地形成を図ります。

③医療・福祉地区

宮城病院を核とし、医療や福祉関連施設の集積を高め、超高齢社会を強力に支えるサービス拠点としての「医療・福祉地区」を形成します。また、同地区を中心にサービスの機能が町のすみずみまで格差なく及ぶよう連携を図りながら展開させてまいります。

(2) 安心して暮らせる住宅・宅地の供給

①安全な住まいの確保

津波被害の危険性が高い地域については、住宅の新築や増築を禁止し、安全な西側地域への移転を促進して、住まいの安全を確保します。

また、津波被害が比較的少ない地域については、現地での住まいの再建を基本としながら、安全確保に向け、一定の建築制限などを行います。

②安心して暮らせる場所への新規宅地開発

新たな市街地へ住宅団地を整備し、津波被害が大きかった沿岸部の町民の移転を促すとともに、若者やお年寄りにも住みやすい環境となるよう市街地の快適性や利便性を向上させ、町内への定住化を図ります。

③「災害公営住宅」の整備

新しいまちづくりを先導する形で災害公営住宅を建設し、安定した生活基盤を提供することにより被災者の早期生活再建を図ります。

④未利用宅地の活用

市街化を促進する国道6号近傍を中心に、既存の未利用宅地の被災者による活用を促進します。

⑤津波被害を受けなかった地域の居住地

津波被害を受けなかった地域についても、住宅の耐震化を促進し安全で安心して居住できる環境を整備します。

(3) 減災を視野に入れた防災緑地ゾーンの整備

①多重防御による津波対策

沿岸部においては、津波被害の減災を図るため、防潮堤の背後に起伏をもたせた緑地帯を整備するなど津波の緩衝地帯とします。また、県道相馬亘理線を高盛土構造にし、二線堤機能を持たせることにより、避難のための時間を確保します。

②自然を生かした交流ゾーンの整備

防災緑地ゾーン内に釣り、パークゴルフなど幅広い世代で楽しめるレジャー施設をそなえた大規模な公園など本町の自然を生かした交流施設や震災の記憶を後世に伝えるモニュメント等を整備します。

③既存財産の有効活用

防災緑地ゾーンにある農地、事業用地については、災害時に避難路となる道路や一時避難所などを整備し、より安全な就労環境を確保することで、既存財産を有効に活用できるよう努めます。

(4) 安全性・生産性が向上した産業用地の整備

①中央平野部への産業用地の集約

現在のＪＲ常磐線と国道６号に囲まれた中央の平野部には、水田や観光農園を含めたいちご畑を集約するとともに、産直施設等の整備を図るなど第一次産業用地ゾーンを形成します。

②「新ストロベリーライン」の配置といちご畑の集約

津波被害が大きかった県道相馬亘理線に代わる新たなストロベリーラインとする農免農道に沿っていちご畑を集約し、観光いちご園も含めた栽培施設の設置を推進します。

③企業誘致と新たな雇用の場の確保

山元ＩＣ周辺及び県道角田山下線沿線に広域交通網の立地特性を活用した企業誘致を図り、本町の産業を促進する産業用地ゾーンを形成します。

(5) 自然を生かした山地の活用

①豊かな自然環境の保全

山林など町全体の水系に影響するものは十分な保全を図り、豊かな自然環境の源とします。

②交流拠点としての活用

西部の山地を保全するとともに、トレッキングや自然観察などの体験や交流拠点としての活用を図ります。

(6) 災害に強い交通ネットワーク整備

①津波被害の及ばないＪＲ常磐線の整備

ＪＲ常磐線は、津波被害の小さかった国道６号側へ移設し、まちづくりにあわせた整備をＪＲ側と調整していきます。また、駅の高度利用につながる駅前広場や駐車場等を整備し、通勤通学の利便性を強化します。

②災害時の避難路の確保

災害時の避難路となる道路については、狭い場所の拡幅や交差点の改良を進めるとともに東西の新たな道路整備を進め、迅速な避難ができるようにします。

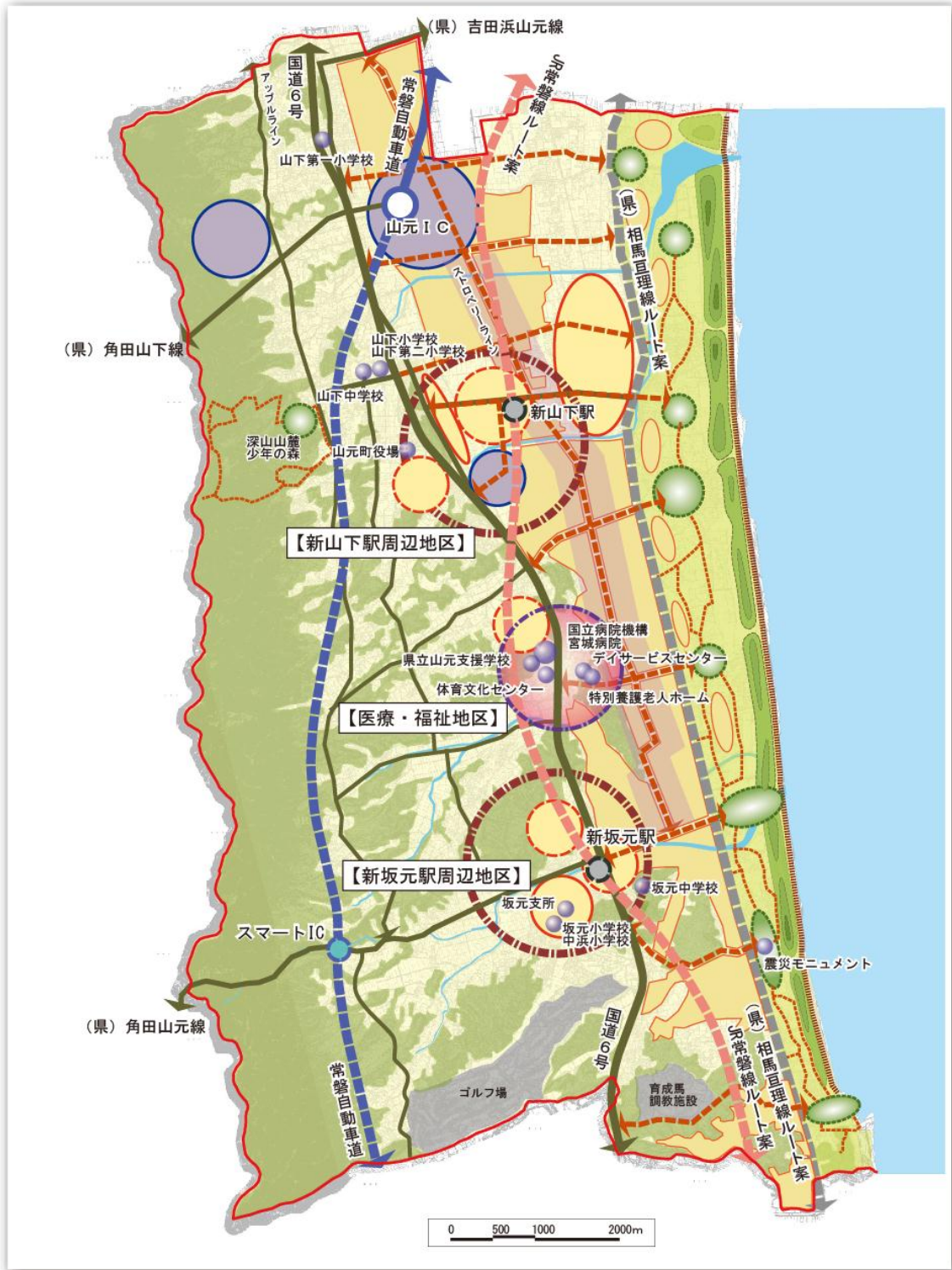
③スマートＩＣの設置要望

県道角田山元線付近にスマートＩＣの設置を要望し、坂元地区の新市街地の交通利便性の向上を図ります。

④町民バスの充実

町民バス「ぐるりん号」について、新市街地と既存の集落を結び付けるよう運行路線を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。

＜土地利用計画図＞



| | | | | | | |
|--|-------------------|--|----------------------------|--|----------------------------|--|
| | 新居住用地 | | 第1次産業用地ゾーン (農業生産(再生)用地) | | 町内ネットワーク (避難路) | |
| | 産業系用地 | | 防災緑地ゾーン | | 町内ネットワーク (国道・県道・町道(既設)) | |
| | 医療福祉関連施設 集積エリア | | 交流ゾーン用地 | | 散策路等 | |
| | 既存集落 | | いちご等施設園芸集積エリア | | 防波堤・防潮堤 | |

「土地利用構想図(案)」

※JR常磐線及び県道相馬互理線のルート並びにスマートICについては関係機関と調整中

6 復興の方向性

(1) 生活 ～心豊かな町民生活を実現する笑顔あふれるまち～

① 住居

【復旧期】

- 生活支援の第一歩として、震災により住居を失った町民に対し、応急仮設住宅の整備及び民間賃貸住宅の借り上げにより生活拠点の確保を図ります。
- 大規模半壊等により家屋の修理が必要な被災者に対しては、被災家屋の応急修理支援を実施します。
- 被災者のニーズに合った災害公営住宅等の公的住宅を検討するとともに、景観や環境と調和した住宅を計画的に供給します。

【再生期】

- 甚大な津波の被害を受け家屋建設が困難となった被災者に対し、生活・防災・福祉の拠点となる集約型団地を造成するとともに、集団移転を促し、新たな中心市街地の形成を図ります。
- 災害公営住宅において、地域で支え合い、相互に関わりを持ち居住できるような居住空間づくりを目指します。
- 震災により住居を失った町民や、津波被害が大きかった沿岸部の町民が、これからも町内で住み続けられるよう、町内での移転についての支援を行います。

【発展期】

- 市街地の利便性向上と各年代の多様なニーズに合った宅地の供給をするとともに、町の魅力を効果的にPRし、定住促進を図ります。

② 生活再建支援

【復旧期】

- 震災により、職を失い収入が無くなった人に対し、緊急的な雇用により就労の場を確保します。
- 避難者が一日も早く日常の生活に戻れるよう、情報提供と相談支援体制を充実するとともに、各種支援金等による生活再建のための経済的負担の軽減を図ります。
- 町税を徴税減免等の措置を講じるとともに、納税相談を実施するなど、復旧に向けて被災者の負担軽減を図ります。
- ボランティアやNPOと連携し、がれきの撤去を優先的に行い、生活環境の改善を図ります。

【再生期】【発展期】

- 就業形態や従来のコミュニティ等、地域特性に配慮した生活再建を図るとともに、民間事業者とも連携しながら、生活再建に係る経済的・技術的支援を行います。

③ コミュニティ

【復旧期】

- 津波被害により地域コミュニティが分散した沿岸部にあつては、被災者の生活基盤に合わせた地域コミュニティの回復を図ります。

【再生期】

- 復旧期に引き続き、沿岸部の居住地内の地域コミュニティの再生を推進するとともに、震災前のコミュニティの維持に配慮しながら、新たな市街地におけるコミュニティの形成と併せて町全体の地域コミュニティの再構築を図ります。

【発展期】

- これまで培ったつながりを生かしながら、新たなつながりを構築するため、地域主体のまちづくりを支援し、地域の絆を深める施設の整備を支援します。

(2) 環境 ～環境に配慮し、自然エネルギーを活用したまち～

① 廃棄物

【復旧期】

- 震災により発生した膨大ながれき等の災害廃棄物を1年以内に一次仮置場へ集積及び分別し、県や近隣市町と連携しながら、概ね3年以内に新たに設置する二次仮置場での処理を実施します。
- 廃棄物を極力分別するなどの適正処理を行い、資源として使える物は公共事業等での再利用を図るなど、ごみの減量化を図ります。
- 津波により被災した亘理清掃センターの早期復旧を亘理名取共立衛生処理組合に要請し、安定したごみ処理体制を再構築します。

【再生期】【発展期】

- 復旧期と同様に廃棄物を極力分別するなどの適正処理を推進し、より一層のごみの減量化を図ります。

② 環境対策

【復旧期】

- 被災地の水質調査やがれき置き場の土壌調査を実施し、環境の変化を把握します。
- 放射能対策については、国・県・町で実施するモニタリングの結果や、関係機関から得られた情報を公表し、速やかに必要な対策を講じます。
- 被災した海岸沿岸部や河川の水質検査及び1次仮置場等の土壌調査を実施するとともに、検査結果の情報提供を速やかに実施します。
- 水質検査等の結果により、環境状況の変化を把握するとともに、適切で迅速な対策を講じます。

【再生期】

- 津波により失われた海岸付近の緑地を再生し、自然豊かな町を創造します。

- 住宅用太陽光発電を積極的に導入するなど、太陽光発電などの自然エネルギーや省エネルギーの普及・促進を行い、環境配慮型のまちづくりを進めます。
- 災害時の停電対策のため、公共施設等への太陽光発電システムを導入し、防災と環境の連動を図ります。
- 3R(リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用)を普及し、循環型社会の形成を目指します。

【発展期】

- 再生期に引き続き、太陽光発電などの自然エネルギーや省エネルギーの普及・促進を行い、環境に配慮したクリーンなまちづくりを実現します。
- 防災緑地ゾーンの町有地を利用した自然エネルギーの活用策を検討します。

(3) 保健・福祉 ～充実した医療・福祉体制に支えられるまち～

① 安心できる保健・医療体制

【復旧期】

- 宮城病院並びに医師会等と連携し、地域医療の連携強化に努め、病院や診療所の情報を提供するとともに、被災者に対する確実な医療の実施に努めます。
- きめ細やかな健康相談、心のケア、食生活指導の支援を行い、応急仮設住宅や在宅の被災住民の健康の保持増進や疾病の早期発見のため、専門家やNPO法人及びボランティアとの連携強化を図ります。

【再生期】

- 住民個々の生活環境、生活状態に応じた健康相談及び必要とするサービスを提供します。
- 的確な支援体制により、健康診断の受診率向上を図るなど、疾病の早期治療・早期発見に最大限努力し、地域における健康の保持増進活動を震災以前の水準まで回復させます。

【発展期】

- 健康を通じて多くの住民同士が交流を持ち、みんなで支え合い、望ましい生活習慣の継続を支援します。
- 予防に重点をおいた健康づくりの栄養事業並びに保健事業の充実を図り、生涯を通じて健康で暮らせる地域社会づくりを進めます。

② 将来を担う子どもたちへの支援

【復旧期】

- 震災で親を失った子どもや被災した子どもの不安を解消するため、県との連携を図り、巡回相談などによる心のケアの充実を図ります。
- 被災者の避難の状況、応急仮設住宅の入居の状況に応じて、広域保育又は被災した保育所、児童クラブの応急的な復旧を行います。

【再生期】

- 新たなまちづくりに合わせて複合的な機能を有する施設の併設も視野に入れ、保護者が安心して預けられる保育所を早期に整備するとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 子どもたちのために、震災で失われた遊び場を確保するとともに、地域全体で子どもを守り育てられるよう協力し合う気運を醸成し、子どもが安全でかつ健全に育つ環境を整えます。

【発展期】

- 少子化対策を強化し、子どもを安心して生み育てられる子育て支援センター整備などの環境づくりを推進します。
- 子どもがいじめや虐待を受けることなく地域の人々に暖かく見守られ、健やかにそしてたくましく育ち、親が孤立せず安心して子育てをすることができるよう、地域全体で子どもや子育て世帯を支える社会を構築します。

③ いくつになっても安心して健やかに暮らせるまちづくり

【復旧期】

- 被災者のニーズを踏まえつつ、在宅や応急仮設住宅で生活する高齢者や要介護者が継続した在宅サービス等を受けられるよう、体制の整備を進めます。
- 震災により被災を受けた町内医療、福祉施設の復旧支援のため、関係機関との調整を図ります。
- 応急仮設住宅でのコミュニティづくりを支援し、住民同士が高齢者や障害者を支えながら生活できるよう体制を整備します。

【再生期】

- 新たな居住地において、高齢者が安心して生活できるよう地域で支えあうしくみづくりの推進を図るとともに、老人クラブの再構築や高齢者がいきいきと自立した生活が送れるよう、介護予防を推進します。

【発展期】

- 介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような支援体制の充実を図るとともに、介護施設入所待機者の解消に向け、安心して老後を送れる環境づくりを進めます。

(4) 産業 ～山元町ブランド産業を復興し、創造する活力あるまち～

① 農業

【復旧期】

- 甚大な被害を受けた沿岸部のがれき等を概ね1年以内に撤去するとともに、県に除塩の実施を要請し、早期の営農環境の改善を図ります。
- 被災した農業者により農地復興組合を組織し、簡易なゴミやガレキの除去作業に従事することにより、当座の生活資金を得られる体制を確立します。

- 損壊した農業用排水施設の復旧を国・県に要請するとともに、町で実施する施設の復旧についても迅速な対応を図ります。
- 津波の浸水により耕作可能な農地が減少したことから、耕作可能な農地を最大限に活用するとともに、丘陵地における耕作放棄地が有効活用出来るよう、国や県の支援制度により耕作放棄地の再生を図ります。
- 農業用排水施設の損傷により水稻の作付けが不可能な水田にあつては、水稻以外の作付けを誘導します。
- 宮城県が実施する放射能検査の結果を速やかに公表し、正確な情報の提供に努めます。
- 農業関係機関と共同で放射線量測定器を保有し、町内で生産される農畜産物の安全・安心を周知します。

【再生期】

- 農作業機械の流出等により農業の衰退が懸念されることから、集落営農組織の設立や育成を支援するとともに、専業農家や大規模農家への農地の集積を推進します。
- 営農意欲のある農業者を支援するとともに、新規就農者の発掘や農業後継者の育成に努めます。
- 山間部の水田や畑地を活用し、ソバやイチジクなどの作付けを誘導し、新たなやまもとブランドを確立します。
- 復旧期に引き続き、農地の再生・活用促進により耕作放棄地の解消を図るとともに、丘陵地帯の産業用地ゾーンを中心とし、優良農地の集約化を推進するため、認定農業者への利用集積を促進します。

【発展期】

- 農地利用集積により生産の効率化と経営の安定化を図るとともに、新たな販路の拡大や産直施設の設置を推進し、「食と安全」を求める消費者ニーズに応えます。
- 観賞作物などの作付けにより、各種公共施設とリンクした交流拠点の整備に努めます。
- 貸し農園や農業体験の場を整備し、交流人口の増加に結びつく事業を展開するとともに、離農した高齢者の知恵や技が活かせる場を創出します。
- 6次産業への取り組みを推進し、町内から生産される各種農作物の付加価値を高めるとともに、新たな雇用の創出にも寄与します。

◆山元町のブランド「仙台いちご」の復興

【復旧期】

- 山下園芸振興会や坂元いちご部会など、生産者との意見交換の場を通じ、営農意欲の維持に努めます。
- 修繕することにより生産可能な施設については、各種制度を活用し、早期の施設復旧を支援します。

【再生期】

- 農免農道を新たな「ストロベリーライン」と位置付け、大型ハウスやパイプハウスが連担する畑団地化を図ります。

- 高度な営農を支援するとともに、効率的な栽培施設の設置を促進し、収出荷量と収益の増大を図ります。

【発展期】

- 後継者の育成に努めるとともに、新規就農者を発掘し、生産者の拡大を図ります。
- 既存の販売体制に固守することなく、「仙台いちご」の魅力と知名度を高め、新たな販売ルートの確立に努めます。
- 観光いちご園や農産物直売所を設け、町内周遊観光コースとして位置付けるとともに、交流拠点の一翼を担います。
- 6次産業化を推進するため、加工場等を整備し、雇用の場を創出します。

② 水産業

【復旧期】

- 被災した漁業者の生活や経営再建に向けての各種制度資金の活用等について、漁業団体等と連携しながら支援します。
- 漁港内のがれき撤去や施設を復旧するなど、磯浜漁港の早期再開を図ります。
- 漁場回復のためのがれき撤去とホッキ貝の漁場を中心とした調査を実施するとともに、水質検査や水産物の資源調査への支援を行い、消費者に安全性を数値で示し、信頼回復を図ります。
- 経営の安定化・効率化を図るため、経営や船舶の共同化推進など強固な経営体を作るとともに、新規漁業者や後継者の育成にも積極的に支援します。

【再生期】

- 国・県・漁協など関係機関と連携しながら、特産品であるホッキ貝漁を中心とし、それ以外の漁についても本格的操業の再開を支援します。

【発展期】

- 新たな特産品の創設とブランド化に取り組みます。
- ホッキ貝など水産物の6次産業化に取り組み、収益性の向上を図るため新商品の開発を促すとともに、販路の拡大を図り、水産業全体の活性化を推進します。

③ 商工業・雇用

【復旧期】

- 早期経営再開に向け、国・県・商工会及び金融機関等と各種制度資金の紹介と融資相談を実施するとともに、中小企業機構の協力のもと仮設店舗・工場での営業を支援します。
- 新たな産業用地ゾーンの集約化を図り、新しいグランドデザインに沿った商工業を支援します。
- 従業員の解雇や新卒者の内定取り消しなどの雇用問題に対応すべく、ハローワーク臨時窓口の開設を支援します。
- 臨時雇用創出事業等により、被災者の雇用の場と生活資金の確保に取り組みます。
- 立地企業への優遇拡充など引き続き積極的な企業誘致を推進します。

【再生期】

- 商工団体の連携による買い物困難地域や交通弱者対策としての移動販売等を支援します。
- 障害のある方についても、自立した生活を送るための就労の確保や活動を支援します。

【発展期】

- 農商工連携など関係機関との連携による活気ある商工業の振興を推進することで、地域の商店街が賑わいを取り戻し、地域経済やコミュニティ、交流の場の中心となり発展できるよう支援します。
- 町独自の無料職業紹介窓口などを開設します。
- 立地企業への優遇拡充など企業誘致を推進することで地元で働ける場を確保し、若者の町外流出を抑制します。
- 町のグランドデザインを踏まえ、新たなまちづくりの核となる商店街及び工業用地の整備を図ります。

④ 観光

【復旧期】

- 観光資源の調査を行い、観光地の早期復旧と観光ルートの再構築を行うとともに、正確な情報を発信し、早期の観光客回復に努め、比較的被害の少なかった内陸部を中心とした観光資源を利用した集客に努めます。
- 復興イベント等を展開することにより、町内外に復興していく山元町の元気な姿をアピールすることで、早期集客につなげるとともに復興の氣勢を高めます。
- 産直施設や観光農園など交流拠点を整備し、観光客の増加による賑わいを創出するとともに、新たな観光ニーズに対応した整備を推進し、さらなる集客に努めます。

【再生期】

- 平成25年度春に開催される「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に合わせたイベントを展開し、さらに復興の進んだ山元町の姿をPRします。
- 本町の「地域資源」の一つである海を活かしたレジャー（海水浴、サーフィン等）が安心して楽しめるよう、防災上の配慮を行いながら海岸部の再生を図ります。

【発展期】

- 防災緑地ゾーンにおいて、震災の記録を残すモニュメントや豊かな自然環境を生かした公園・海洋レジャー施設等の整備により、人々が憩い集う新たな観光資源の創出を図ります。
- 耕作放棄地を活用したお花畑や、戸花山での桜の植樹など花の名所の整備を促進し、花を生かした交流拠点化を図ります。

(5) 都市整備 ～災害に強く人にやさしい利便的なまち～

① 道路

【復旧期】

- 基幹的役割を果たす緊急輸送道路の通行規制を早期に解除するとともに、国・県道の早期復旧要請及び町道の早期復旧並びに仮設住宅周辺の町道整備を図ります。
- 津波被害の影響を受けることなく通行が可能であった沿岸部の常磐自動車道にあっては、防災道路としての位置づけをより明確にし、新たなまちづくりにつながるよう、整備の促進を図ります。
- 盛土の常磐自動車道が津波への防御効果があったことを踏まえ、沿岸部の県道相馬亘理線については、津波被害への防御・減災機能を併せ持つ高盛土構造による道路整備を要望します。
- 国道6号の津波被害を受けた坂元地区においては、国に対して嵩上げ等を要望し、津波対策の強化を図ります。

【再生期】

- 常磐自動車道を管理運営するNEXCO東日本（東日本高速道路株式会社）に対して、スマートICの整備を要請するとともに、防災機能を果たす新たな幹線道路の整備や橋梁等施設の計画的な耐震化・長寿命化を図り、災害に強い道路網を整備します。

【発展期】

- 沿岸部の幹線道路の整備を更に進め、緊急時の避難路・輸送路を含めた幹線道路ネットワークの充実・強化を図ります。
- 新駅までのアクセス道路を整備するとともに、商業施設等を誘致して、市街地の利便性向上を図ります。

② 河川・排水

【復旧期】

- 津波の影響を受けた河川等については、所要の流下断面を確保するために、ガレキの撤去及び堆積土砂の浚渫を実施するとともに、洪水による二次災害を防止するため、河川堤防等の応急復旧を早急に完了させたいうで本格復旧を図ります。
- 津波により被災した既存施設の水門及び排水機場については、国及び県に対して早期復旧を要請します。

【再生期】

- 海岸保全施設の整備を着実に推進するとともに、河川においても治水対策を講じ、治水安全度の向上を図ります。
- 小浦川周辺については、高潮対策として水門及び排水機場の整備を図ります。

【発展期】

- 新井田川及び鷲足川の末端を整備し、大雨時の排水対策強化及び災害防止に努めます。

③ 上下水道

【復旧期】

- 上水道については、安全で安定的な水を供給するため、施設の早期復旧を図ります。
- 下水道については、大きな揺れにより被害を受けた管路と大津波により被害を受けた沿岸部の下水処理施設の応急復旧を早期に完了させたくうえで本格復旧を図ります。

【再生期】【発展期】

- 下水道施設については、原形復旧にとらわれず、今後の新たなまちづくりや土地利用計画に応じて、下水処理施設の統廃合などを踏まえた汚水処理計画を策定し、計画的な施設整備を行います。
- 老朽化した管路の定期的な更新と耐震化を図り、上下水道施設の防災機能強化や充実を図り、地震に強い上下水道を整備します。
- 地震などの自然災害対策に限らず、日常からの様々な場合のリスクを想定し、そのリスクを回避するための手段を講じるとともに、万が一発生した災害時にも被害を最小限に食い止めるための対策を講じます。

④ 交通対策

【復旧期】

- JR常磐線が復旧するまでの間、通勤・通学者のニーズを踏まえ、代行バス及び亘理駅折り返し列車の増便等をJR側に要請し、利便性の向上を図ります。
- JR常磐線の復旧にあたっては、安全・安心な運行とまちづくりに合わせた新路線及び2駅の整備をJR側と調整していきます。
- 仮設住宅入居者等のニーズを踏まえた町民バスの運行改善を図り、日常生活の足を確保するとともに、被災者支援のため利用料金の減免を行います。

【再生期】

- まちづくりの骨格となる新駅を中心とした交通インフラの整備を着実に進めるとともに、駅周辺の整備を図ります。
- 復興を支える重要な基盤となる新駅には、駅前広場及び駐車場を整備し、仙台通勤圏としての利便性の強化を図ります。
- 町民バスについては、居住地の復旧等に合わせた運行改善を図ります。

【発展期】

- 新駅、住宅地、医療機関、学校、商店を中心とした循環バスによる交通網の整備を行い、利便性の向上を図ります。

(6) 学校教育・生涯学習 ～家庭・地域・学校の協働のもとで夢と志を育むまち～

① 安全・安心な学校教育の確保

【復旧期】

- スクールカウンセラー等の専門職員を派遣するなど、震災による様々な環境の変化に伴う児童生徒へのきめ細かな心のケアを行います。
- 保護者負担の軽減措置として、就学援助制度を活用し、震災の影響により経済的に就学困難な児童生徒に対する支援を行います。
- 通学困難な児童生徒に対し、交通手段の確保又は遠距離通学者に対する経済的支援を行います。
- 通学路等の安全を確保するとともに、安心して就学できる環境を整えます。
- 町のランドデザインや今後の児童生徒数を踏まえ、学区の再編及び学校の統廃合を考慮しながら、小中学校の再設置等を検討します。
- 学校施設等の放射線量のモニタリングを実施し、ホームページ等により数値を公表するとともに、必要に応じた措置を講じます。

【再生期】

- 検討結果に基づき、学区の再編及び小中学校の再設置等を行います。

【発展期】

- 学校の教育環境を整え、児童生徒の豊かな人間性や社会性を養うとともに、命の大切さや共生の心を育む防災教育の充実に努めます。
- 学校給食については、安全・安心を最優先に提供するとともに地元食材を取り入れるなど、児童生徒の健やかな成長に努めます。

② 生涯学習、文化、スポーツ活動

【復旧期】

- 住民主体による家庭、地域、学校が一体となったまちづくりを活かし、生涯学習、文化、スポーツ活動の支援に努めます。
- これまで提供してきた学習の機会を調整するとともに、併せて情報の伝達、発信及び収集に努めます。
- 震災で影響を受けた各施設の復旧により、これまで培ってきた地域の文化、スポーツの活動の場の確保に努めます。
- 震災による被害を受けた文化財の復旧に努め、これまで地域で培われてきた伝統ある芸術文化が途絶えることのないよう芸術文化継承の場の確保を支援します。

【再生期】

- 住民主体による自立復興を推進するとともに、生涯学習、文化、スポーツ活動の支援に努め、にぎわいのある活力あるまちづくりを目指します。
- 地域資源である人材の発掘により、生涯学習の根底となる地域づくり活動のリーダー育成に努めます。

- 災害が発生した場合においても、被害を最小限に留められるよう、社会教育、社会体育施設の耐震補強を図るなど、整備に努めます。
- 歴史ある文化財の再生に努め、芸術文化伝承の場と機能整備を図り、後世に引き継げる環境づくりを推進します。

【発展期】

- 地域づくり活動リーダーによる、協働で推進してきた学習機会の充実に努め、にぎわいのある活力あふれる生涯学習、文化、スポーツ活動の振興を図ります。
- 社会教育、社会体育施設の更なる機能強化を推進し、施設の機能を十分活用できる体制づくりに努めます。
- 後世に残る文化財の保全強化にあたるとともに、芸術文化を伝承するリーダー育成を図ります。
- 家庭、地域、学校の協働により、町民だれもがいっしょにふれあえる学習の場を提供し、町の自然や歴史・文化など、次代に継承します。

(7) 防災・安全・安心 ～自助・共助による防災意識の高いまち～

① 防災

【復旧期】

- 大災害の課題を検証し、津波被害などに関する防災対策を見直します。
- 防災教育を推進するとともに、防災の日を設けて防災訓練を強化することで、防災意識の高揚を図ります。
- 壊滅状況にある防潮堤の本復旧を国・県に要請するとともに、防災緑地や幹線道路などを高盛土構造とした多重防御による大津波対策に着手します。
- 津波の影響により甚大な被害を受けた防潮堤は壊滅的な状況であるため、仮堤防完成後において、国及び県に対して本復旧を要請して早期完成を図ります。
- 臨時災害対策用FM放送「りんごラジオ」を設置し、被災者に対する情報提供を推進します。

【再生期】

- 津波の勢いを弱める防潮堤、防潮林、緑地の整備とともに、県道相馬亙理線を高盛土構造とする多重防御対策を講じ、大津波に対しても十分な避難時間を確保できる施設整備を図ります。
- 高所津波避難施設や避難場所案内板を設置し、安全な避難場所と避難経路を確保します。

【発展期】

- 様々な自然災害を想定し、より実践的な防災訓練や避難訓練の定着を図るとともに、災害に備えての食料や飲料水、防寒品などの備蓄を行うなど、大規模災害への備えを整えます。

② 安全・安心な社会

【復旧期】

- 消防組織の立て直しと消防車両、資機材等の補充・確保に努めます。
- 防災行政無線の早期復旧を図るとともに、新たな通信手段による避難広報の手法や災害に強い通信ネットワークを構築します。
- 子どもや高齢者等の弱者を身近な犯罪から守るため、地域の防犯活動を強化し、地域ぐるみで防犯に努めます。

【再生期】

- 消防団等の防災組織について、地域コミュニティの再構築など、新たなまちづくりの構想に沿った体制整備を図ります。
- 「自助・共助」の理念の下、自主防災組織を強化するとともに、訓練や防災教育により、防災に対する意識の醸成を図ります。

【発展期】

- 整備されたソフト対策とハード対策を有機的に活用し、行政や自主防災組織などが連携した、効果的な防災対策を確立します。
- 防犯思想の普及啓発活動、警察との協調関係や各種防犯団体との連携を密にし、犯罪の未然防止に努めます。

(8) 行財政運営 ～復旧・復興を最優先に行政サービスを提供するまち～

① 復興事業推進

【復旧期】

- 今後の町政の優先課題は、震災からの復興であることから、町民への行政サービスを著しく低下させることのないよう努めながら、必要な行財政改革も進めながら、予算編成は復興計画に沿った、復旧・復興事業を重点化します。
- 他の自治体の支援を得ながら、復興事業に人材を集中させ、推進体制を整備し重点的に取り組みます。

【再生期】【発展期】

- 迅速な復旧・復興を達成するため、復興関連事業の着実な推進を図るとともに、その実行性を確認しながら、計画的な進行管理を行っていきます。

② 財源確保、特区制度の活用

【復旧期】

- 本町の財政規模では、自助努力だけで復興を成し遂げることは不可能であることから、国・県に対し、特段の財政措置を働きかけ、復興財源の確保に努めます。
- 町のランドデザインを一日でも早く実現するためには、土地利用計画制度の調整において、都市計画法や農業振興地域整備法の手続きの一本化など、特区制度を活用し、土地利用の調整や鉄道等交通ネットワークの再整備などを短期間で実施します。

【再生期】【発展期】

- 復旧期に引き続き、国・県に対し、復興に必要な財源確保や提案・要望を行っていくとともに、民間企業の積極的な活用も図っていきます。